

平成27年12月18日判決言渡 同日原本受領 裁判所書記官 中村典子

平成27年(ハ)第175号不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成27年10月30日

判 決

山口市

原 告

同訴訟代理人弁護士

京都市

被 告

同代表者代表取締役

田 邊 一 隆

アイフル株式会社

主 文

- 1 被告は、原告に対し、47万9685円及びうち35万2320円に対する平成27年5月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、1項に限り、仮に執行することができる。ただし、被告が48万円の担保を供するときは、その仮執行を免れることができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請 求

主文1項と同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、貸金業者である訴外株式会社ライフ（以下、「ライフ」という。）に対し、金銭消費貸借契約に基づいてした弁済につき、利息制限法所定の制限利率を超える利息を付して弁済したことにより過払金が生じ、かつ、ライフは民法704条の悪意の受益者であるとして、不当利得返還請求権に基づき、過払金とこれに対する利息の支払をライフの承継人である被告に求めた事案である。
- 2 前提となる事実（当事者間に争いのない事実、末尾掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 原告は、ライフとの間で、平成17年3月31日にライフプレイカード契約を締結し、別紙計算書1の取引（以下、「第1取引」という。）を行い、平成14年8月16日にデオデオe eカード契約を締結し、別紙計算書2の取引（以下、「第2取引」という。）を行い、それぞれ「年月日」欄、「貸付金」欄、「支払金」欄記載のとおり借入と返済を繰り返した（甲1、弁論の全趣旨）。

(2) 被告は、平成23年7月1日、ライフを吸収合併した。

(3) 原告は、第1取引及び第2取引において、ライフに対し、利息制限法所定の利息についての制限利率を超える約定利率による利息の支払をした（甲1、弁論の全趣旨）。

3 争点及び争点に対する当事者の主張

(1) 期限の利益喪失特約の有無（第1取引）

（被告の主張）

ア 原告とライフは、ライフプレーカード契約において、毎月3日の返済基準日を設定し、次の内容の条項を定めていた。

第13条（期限の利益喪失）

会員が、次のいずれかに該当した場合は、既借入残元本全額について当然に期限の利益を失い当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

① 本規約に基づく支払いを1回でも怠った場合

② 以下省略

第14条（遅延損害金）

会員が期限の利益を喪失した場合は、借入残元本全額に対して期限の利益喪失の日より完済の日に至るまで実質年率29.2%（1年を365日とする日割り計算）の遅延損害金を当社に対して支払うものとします。

イ 原告は、初回約定日である平成17年5月6日の支払を遅滞した。したがって、その後の支払は遅延損害金利率で計算されるべきである。

（原告の主張）

ア 原告とライフとの間の基本契約中に期限の利益喪失特約が存在したことは知らない。原告が平成17年5月6日の経過によって期限の利益を失ったこと及びその効果はいずれも争う。

イ 仮に上記基本契約中に期限の利益喪失特約が存在し、原告が期限の利益を失ったとしても、ライフは原告が期限の利益を失った後も、約3年間の長期にわたって、原告に対して約定残元金及びこれに対する支払日までの約定遅延損害金を付して一括での返済を求めることもなく、取引を継続してきたこと、ライフが、原告に対し、期限の利益喪失日以後の返済を利息ではなく遅延損害金に充当した旨の利用明細書を交付した形跡が見られないこと、ライフは、上記期限の利益喪失日以後も、原告に対し、累次にわたって追加融資を行っているが、このような取引形態は、遅滞に陥った債務者に対するものとは相容れないこと等の事情によれば、ライフ及び被告は、原告に対し、期限の利益の喪失を宥恕したか、又は被告が期限の利益の喪失を主張することが信義則に反して許されないというべきである。

ウ 仮に期限の利益の喪失の宥恕も信義則違反も認められなかったとしても、ライフは、原告に対し、期限の利益を再度付与している。

(2) 充当計算方法（第2取引）

（被告の主張）

デオデオe eカード契約は、そのカード会員なることが借入れを含むカード会社及び訴外デオデオの提供するサービスを利用できる地位を得ることを目的としたものであり、またカード会員規約は当該カードの貸与を受け又は各種サービスを利用する際に当該カード会員に対して一律に適用される基本的な事項を定めたものにすぎないというべきであって、デオデオe eカード会員になった時点で貸付と返済を繰り返すことが予定されているとはいえない。したがって、判例理論にいわゆる基本契約には該当しない。

これを本件についてみると、原告とライフは、平成14年8月16日に基本契約を締結し、カードが発行されながら平成16年9月28日までは借入

れを行っておらず、また訴外デオデオといういわゆる家電量販店のカードである特性上、原告が借入れをするためにデオデオe eカード会員になったとは考えられない。また平成17年7月1日には残金を精算し（以下、ここまでの取引を「取引①」という。）、次に原告が借入れをしたのは平成18年6月26日であり（以下、ここからの取引を「取引②」という。）、その間360日もの空白期間が存在する。このことから、本件契約には充当合意は存在しない。

（原告の主張）

ア 原告がライフとの間で平成14年8月16日にデオデオe eカード契約を締結したこと、原告が平成17年7月1日にライフに対する債務を完済し、その後平成18年6月26日に再度の借入れを行ったことは認めるが、その余の法的主張は争う。

イ デオデオe eカード契約の内容は明らかでないが、その取引履歴からみて、原告がライフから金銭の融資が受けられるとのキャッシング条項には、借入極度額の定め、原告がライフからも上記限度額の範囲内で繰り返し借入ができること、その返済は、毎月一定の約定返済日に、直前支払日における支払後の約定残高に応じた一定額を支払うものとする旨の定め、約定利率及び約定遅延損害金率の定めがそれぞれ存在したものとみられる。これは、金銭消費貸借契約の基本的事項を定めたものとして、判例理論にいわゆる基本契約に該当する。

したがって、上記基本契約は、弁済当時他の借入金債務が存在しないときでも、その後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含んでおり、かかる過払金充当合意に基づいて、平成17年7月1日までに発生した過払金は、平成18年6月26日の借入金債務に充当される。

（3）被告は悪意の受益者か

（原告の主張）

ライフ及び被告は、貸金業者であり、利息制限法所定の利率を超える約定利息は超過部分については無効で、原告が約定利息を返済しても超過部分は

利息ではなく元金に充当されること、元金完済後の返済は法律上の原因のない利益としてライフ及び被告の不当利得となることを承知の上で取引を行っていたものであるから、過払金の発生について悪意の受益者に該当する。

(被告の主張)

ア ライフは、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前のものを指す。）所定の17条書面、18条書面を交付する態勢を整えており、同書面がみなし弁済の要件を満たしていると合理的根拠に基づいて認識していたので、みなし弁済が成立すると認識していたことにつきやむを得ないといえる特段の事情が存在し、被告は悪意の受益者に該当しない。

イ 仮に被告が悪意の受益者と評価されたとしても、民法704条の利息を付すべき始期は訴状送達の日とするべきである。

第3 争点に対する判断

被告は、この事件の口頭弁論期日にすべて欠席したが、提出した答弁書、準備書面はいずれも陳述したものとみなした。

1 争点(1)について

第1取引について、期限の利益喪失特約があり、約定の支払日が平成17年5月6日であり、その支払を遅滞したという事実については、それを証するに足りる証拠はない。

2 争点(2)について

第2取引について、原告とライフが、平成14年8月16日に基本契約を締結したこと、同取引は、平成16年9月28日に最初の借入をし、平成17年7月1日に一度残債務を完済したこと、平成18年6月26日に再度借入をしたことは当事者間に争いがない。

第2取引については、平成14年8月16日の基本契約締結から、最初の貸付開始まで約2年1月の期間があること、取引①の開始から終了まで約9か月の期間があり、その間9回の貸付と10回の返済が繰り返されていること、取引①の終了と取引②の開始までの空白期間は360日間であることが認められる（甲1、弁論の全趣旨）。しかし、取引の分断を判断する事情として、基

本契約書を原告に返還したこと、発行されたカードの返却・失効手続をしたこと、取引①と取引②の利率、遅延損害金率（契約条件）に変更があったことについては、それを証するに足りる証拠はない。

以上の事実によれば、取引①と取引②は、一連の取引と認めることができ、一定の貸付限度額を定めてその金額の範囲内で継続的に借入と返済を繰り返すことを予定した基本契約に基づく取引であるといえることができる。したがって、第2取引は、弁済当時他の借入金債務が存在しないときでも、その後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含んでおり、かかる過払金充当合意に基づいて、平成17年7月1日までに発生した過払金は、平成18年6月26日の借入金債務に充当される。

なお、取引①と取引②は、取引が継続しているので、消滅時効の主張は採用できない。

3 争点(3)について

被告は、本件取引が貸金業法43条1項の適用を受けることについて具体的に立証していないので、民法704条にいう悪意の受益者と推定され、推定を覆す特段の事情については前記第2, 3, (3), アのとおり主張しているものの、本件取引について具体的に主張していないから、特段の事情があったことを認めることができない。そうすると被告は民法704条にいう悪意の受益者といえることができる。したがって、被告は、過払金が発生したときから利息を付して返還する義務を負うことになるので、利息の起算日が訴状送達の日からの主張は失当である。

4 以上に基いて判断すると、原告の請求は、理由があるので容認することとし、主文のとおり判決する。

山口簡易裁判所

裁 判 官 堀 田 文 雄

これは 正本 である。

平成27年12月18日

山口簡易裁判所

裁判所書記官 中 村 典

